

# ( ) 地区 原子力災害時広域避難計画書

## 1 計画の対象地区

- (1) ( ) 地区を対象とする。
- (2) ( ) 地区の詳細（令和 年 月 日現在）  
ア 人口 人（男 人・女 人）  
イ 世帯数 世帯  
ウ 避難行動要支援者数 人（令和 年 月 日現在）

※ 詳細情報

エ 原子力災害時に避難車両の準備の無い者 ( ) 世帯

## 2 基本的な考え方

### (1) 基本方針（目的）

この計画は、福島原子力発電所の事故を踏まえ、万が一、四国電力株式会社伊方発電所（以下、「伊方発電所」という。）において、原子力災害特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）に定める原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、伊方町避難行動計画に基づき、地区住民の共助による避難等の実施について必要事項を定め、大量の放射性物質放出前までの避難等の完了を目指すことを目的とする。

### (2) 活動目標

原子力災害時、地区住民全員の避難を確立するため、地域の防災関係者及び住民で協議し、地区住民の避難方法及び避難車両等の確立を図る。

### (3) 地区内避難住民の確認

- ア 地区内の避難行動要支援者とその支援者及び避難方法の確認  
「伊方町避難行動要支援者名簿」参照  
イ 地区住民の避難方法の確認

- (ア) 避難車両を確保している者（車両を保有していないくとも避難時に車両を確保している者）
- (イ) 避難車両を確保できていない者等

### 3 地区の避難支援等関係者

- (1) 地区住民の広域避難を円滑に実施するため（ ）地区自主防災会を主体として避難支援体制を構築する。
- (2) 避難体制は自主防災会を中心に、原子力災害に備え日頃から伊方町危機管理係、消防署、警察署と連携をとり災害時に備えておくものとする。  
なお、避難にあっては各担当班で情報交換を実施して、無駄のない避難方法を臨機応変にとること。
- (3) 避難支援等関係者の主な役職に下記の者を配置する。
  - ア 原子力災害時の広域避難においては、自主防災会に総務班、搬出・救護班、避難誘導班を組織し、各班は連携をとりながら効率的な避難方法がとれるよう平時から備えておく。
  - イ 自主防災会は関係機関と常時連携を取りながら、平時から避難時の役割分担を決めておくものとする。
  - ウ 広域避難時の役職を下記のとおりとする。

( ) 地区広域避難時の役職及び役割

役職 (氏名)	平常時の役割	災害時の役割
総務班 (自主防災会)	(会長)  (副会長)	全体調整、避難行動要支援者及び避難行動要支援者に準ずる者の把握、資器材調達・整備
搬出、救護班 (自主防災会 及び消防団)	(救出救護班長)  (救出救護副班長)  ( )  ( )	資器材調達・整備、搬送方法及び人員の確認
避難誘導班 (避難車両調整班) ※ 「避難車両調整班名簿」参照	(避難誘導班長)  (避難誘導副班長)	避難路の確認、避難行動要支援者及び避難行動要支援者に準ずる住民とその関係者の把握及び避難車両の調整

令和 年度（ ）広域避難車両調整班名簿

役職名	氏名	住所	連絡先	携帯電話 (可能な限り)
避難誘導班長				
副班長				

## 4 ワークショップの開催

- (1) 広域避難時の役職に就いた者は、定期的にワークショップを開催し、平時から関係者と情報共有を図る。
- (2) 広域避難時の役職について必要があると認める時は、隨時ワークショップを開催するもとする。
- (3) ワークショップの開催のため、伊方町総務課危機管理係は調整を行うとともに必要資料の提供を行う。
- (4) その他、ワークショップの参加者は、消防署、警察署、社会福祉協議会関係者、その他広域避難時の役職に就いた者が必要と認める者とする。

## 5 地区の要支援者等位置マップの作成

- (1) 地区の要支援者等位置マップを作成し、広域避難時に必要な情報をマップ上に記入する。  
※「(　　地区　) 要支援者等位置マップ」
- (2) 地区の要支援者等位置マップに下記の情報を記入する
  - ア 避難行動要支援者の番号記入 例 (赤色)
  - イ 車両避難ができない世帯番号記入 例 (青色)
  - ウ その他必要と認める者の詳細
  - エ 必要と思われる施設等の詳細  
※ 上記詳細を要支援者等位置マップ上に番号及び、必要事項などを記入するものとする。
- (3) その他の必要事項を要支援者等配置マップに記入する場合は、ワークショップにおいて決める

## 6 原子力災害時の事象別（事故別）活動

原子力災害の事故進展状況により下記のとおり避難行動を開始する。

- (1) 警戒事態
  - ア 伊方町から町内住民に警戒広報開始
  - イ 地区内の避難支援等関係者は、(　　)に集合し避難についての打合せを実施

- ウ 地区内の避難支援等関係者は、ただちに避難行動要支援者及び車両避難ができない世帯、その他必要と認める者等に広域避難の準備の呼びかけを実施
- エ 避難行動要支援者の搬出に必要な資器材の確認
- オ 地区内の避難準備その他進捗状況等、必要事項を伊方町、伊方町災害対策本部に連絡

## (2) 施設敷地緊急事態

- ア 伊方町から避難行動要支援者等の避難開始及び一般住民へ避難準備の広報開始
- イ 地区内の避難支援等関係者は、ただちに避難行動要支援者及び車両避難ができない世帯、その他必要と認める者等の避難及び補助を開始
- ウ 地区内の一般住民の広域避難準備の呼びかけ（あらかじめ定められた住民同士の配車確認）
- エ PAZ 地区は安定ヨウ素剤の持出の呼びかけを実施（PAZ 以外は緊急配布場所を伊方町が周知する。）
- オ 地区内の避難支援等関係者による避難行動要支援者及び車両避難ができない世帯、その他必要と認める者等の避難確認
- カ 地区内の避難状況その他必要事項を伊方町災害対策本部に連絡

## (3) 全面緊急事態

- ア 伊方町から全住民への避難指示の広報
- イ 地区内の避難支援等関係者は、住民の自家用車両による、広域避難を呼びかける。
- ウ 避難支援等関係者で協力し、地区内に残された住民の確認
- エ 地区内の避難状況その他必要事項を伊方町災害対策本部に連絡
- オ 避難車両の確保ができない住民を集会所等に退避させ、町内巡回車両への配車を実施
- カ 住民避難完了後、地区内から順次、避難支援等関係者の避難開始

## 7 地区内の避難行動要支援者等の避難困難者の搬出役割分担

地区内の避難困難者を援護する避難支援等関係者の人員は、別添資料「地区内の避難行動要支援者等搬出役割分担表」のとおりとする。

## 8 その他

- (1) 広域避難においては、原則、付近住民で自家用車等を乗り合わせ、地区住民全員の避難を実施するとともに、避難先は原則松前町の「松前公園」とする。(※陸路避難が困難な場合は、災害対策本部より指示する)
- (2) 避難支援等関係者は、平常時から住民間で避難車両の確保をするよう調整する。
- (3) 避難時において、伊方発電所から放射性物質が放出される等、避難することによって被ばくの危険が大なる場合は、状況によりコンクリートの屋内退避とする。
- (4) 避難先においても、地区自主防災会が主となり避難所の運営を実施する。

## 9 ワークショップ取り決め事項

- |    |
|----|
| 1. |
| 2. |
| 3. |
| 4. |
| 5. |
| 6. |

## 10 ワークショップ参加者等

- (1) 実施日時  
令和 年 月 日 ( )
- (2) 実施場所
- (3) 参加者

ア	自主防災会	人
イ	消防団	人
ウ	民生委員	人
エ	役場職員	人
オ	その他	人
合 計		人
以上		

上記のとおり

令和 年 月 日に開催のワークショップで取り決めた。